

理 由 書

津松阪港は伊勢湾西海岸の中央部に位置し、北は津市栗真町から南は松阪市東黒部町に至る約 30km の海岸線を有する重要港湾として位置づけられ、中南勢地域の内航の海運の拠点及び臨海工業、海洋性レクリエーション、漁業等の基地として重要な役割を果たしている。

今回変更を行う新堀地区は、津市の中心を流れる岩田川の河口部に位置し、港湾の円滑な管理運営を図るべく、昭和 48 年 7 月に臨港地区として指定されるとともに、漁港区として分区指定が行われている。また、津松阪港港湾計画においては、緑地レクリエーションゾーンと位置付けられ、漁船等の小型船だまりとして整備された同地区は、現在も漁業活動の基地として役割を担っている。

今回、津松阪港内の公有水面埋立事業が竣功した箇所とともに、港湾計画に基づき、従来より施設整備がされている区域について、港湾の機能を十分に確保し、港湾の円滑な管理運営を図るために、臨港地区の指定を行うものである。

○新堀地区

新堀地区北に位置する区域は、これまで物揚場として施設利用されているが、施設の老朽化が進んでおり、安全性を確保する必要があるため、老朽化対策として令和 2 年から既存物揚場地先を最小限の前出しとする工法により、公有水面の埋立てを行い、令和 7 年に公有水面埋立事業が竣功し、施設更新がされている。

新堀地区南に位置する区域は、漁業施設の充実強化を目的として、昭和 52 年から公有水面の埋立てが行われ、昭和 57 年に公有水面埋立事業が竣功し、船揚場として整備が行われ利用されている。

今回、新堀地区北及び南の区域を港湾施設として都市的土地利用を行うにあたり、港湾の機能を十分に確保し、港湾の円滑な管理運営を図るために、臨港地区の指定を行うものである。

また、それぞれの区域について従来からの土地利用状況等を勘案し、港湾法の規定に基づき、分区として漁港区を指定するものである。